

【令和6年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和6年6月19日 健康福祉委員長 鈴木 朋子

○「議案第95号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 大師支所及び田島支所に残す福祉事務所の機能について

現行の福祉事務所の機能について、両支所に残すものはなく川崎福祉事務所に全て統合する。

* 川崎区の福祉事務所ごとの生活保護法の適用を受けている被保護世帯数及び直近の申請件数について

生活保護法の適用を受けている被保護世帯数は、川崎福祉事務所が3,516世帯、大師福祉事務所が1,894世帯及び田島福祉事務所が2,242世帯である。

令和6年4月の申請件数は、川崎福祉事務所が35件、大師福祉事務所が27件及び田島福祉事務所が19件である。

* 機能再編後の福祉業務に携わる職員及び専門職員等の配置について

機能再編後の職員数及び専門職員数は、関係局と協議中のため未定である。また、ケースワーカーの配置について、社会福祉法の規定を基準とするとともに、機能再編の目的である多職種連携体制の強化の趣旨を踏まえ、適正な人数配置について、関係局と協議する予定である。

* 川崎区内の福祉事務所を統合することによる生活保護の申請手続等について

生活保護法の適用を受ける被保護世帯が福祉事務所の管区をまたいで転居する場合には、生活保護の廃止及び申請の手續が改めて必要となる。現在、川崎区内には3つの福祉事務所があり、川崎区内で転居する場合においても福祉事務所の管区をまたぐ場合には、生活保護の手續の事務が生じており、平成30年度には年間約240件の手續を行った。福祉事務所を一つに統合することで、川崎区内での転居に伴う生活保護の廃止及び申請の手續が不要となる。

* 機能再編後の福祉事務所利用者の交通の利便性について

バス事業者からは川崎区役所の機能再編だけでなく、地域全体の動向を踏まえて路線の在り方について検討する必要があるとの意見があった。しかしながら、福祉事務所の交通の利便性には課題があるため、今後も引き続きバス事業者等への働きかけを継続する。

《意見》

* 福祉事務所は、高齢者、障害者及び乳幼児連れの市民の利用が想定されるため、交通の利便性向上に取り組んでほしい。

* 生活保護等の対応に関して緊急性が高い場合に、移動時間を理由に対応が遅れることのないようにしてほしい。

* 大師及び田島地区の住民が川崎福祉事務所に来庁する場合の交通手段は、バス又は自動車が想定される。障害者の利用に配慮し、障害者専用駐車場の増設を検討してほしい。

* 福祉事務所が統合されることによって、住民の移動負担の増加及び福祉サービスの後退につながり、また、職員の訪問活動等に関する移動負担の増加及び職員数の削減による職員の負担増が懸念されることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 113 号 高規格救急自動車の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 消防車両等の取得時の車両点検等について

車両については製造業者が自主点検を実施した上で納品され、納品時に職員が各仕様を点検し、試験運転及び装備を確認する。また、その後の車両点検については法定点検及び毎朝の点検を実施している。

* 東京国際消防防災展への視察及び出展車両への試乗等について

定期的に開催される防災展を、職員が視察するとともに、救急車両及び消防車両等に関する新規の仕様等を確認している。

* 救急自動車の配備に関する国の整備指針及び本市の配備数並びに配備数に関する今後の見通しについて

救急自動車の配備数は、国の整備指針において人口に応じて算定することとされているが、市域面積が狭く救急自動車の走行距離が短い本市の地域特性に配慮し、現在、本市が配備する救急自動車の台数は 29 台、予備の台数は 9 台である。

救急自動車の配備数は、現在、デイタイム救急隊を含めると 30 隊の救急隊が実働している。令和 7 年度には高津消防署にデイタイム救急隊を創設予定であり、その後も子母口出張所の改築に併せ、救急隊を配置したいと考えている。

今後の救急自動車の配備数については、デイタイム救急隊の増隊による効果を検証し、その結果を踏まえ検討していきたい。

* 高規格救急自動車の更新基準及び更新予定について

高規格救急自動車は配備後 6 年間を実動とし、その後 2 年間は予備として運用した後、更新している。更新は計画的に行っている。

* 今回更新する高規格救急自動車の配備場所について

臨港消防署、南河原出張所、小田中出張所及び麻生消防署に配備予定である。

* 高規格救急自動車の製造業者数について

国内では 3 社である。

* 高規格救急自動車の仕様について

高規格救急自動車は基本的に既製品であるため、本市独自の仕様を製造業者に求めていない。車種を限定することで特定の製造業者が有利となり他社を排除することができないように、一般的な仕様に基づき入札を行っている。

《意見》

* 車両の不良やトラブルが発生しないように、車両点検を十分に行ってほしい。

* 市民の安心安全及び命を守る救急車であるため、購入に当たっては、入札前に実

際に救急隊員が試乗し、設備や操作性等を十分に比較検討した上で、仕様書に反映させるなど、車両の選定を慎重に行ってほしい。

* 市民に安心してもらうために、市の消防行政の現況を紹介する消防年報に、市の救急自動車の台数が、地域の実情を考慮している旨を記載することを検討してほしい。

* 製造業者が少ないとことにより、不適切な価格による入札等がないように十分に留意してほしい。

* 救急隊の平均現場到着時間が令和元年まで8分台で推移してきたが、令和4年度には10分を超えていることからも救急隊の数が不足していると思われる。救急隊の現場到着の遅れは市民の生命に関わることであるため、積極的に救急隊を増隊してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第116号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 債務負担行為の設定理由及び調達予定の医療器械について

本補正予算は、川崎病院の医療機能再編整備事業に関する医療器械等の調達に関して債務負担行為を設定するものである。医療器械の設置は、令和7年度から令和8年度までを予定している一方で、電気及び設備工事等と連動した設置を必要とする医療器械等に関して、令和6年度に契約を締結し、機種を特定した上での導入が効率的であるため、債務負担行為を設定するものである。

調達予定の医療器械は、救命救急センター新棟及び内視鏡センターの拡張に伴い設置する器械であり、主な器械は、救命救急センターで使用するX線CT診断装置、X線ポータブル装置及び一般X線撮影装置並びに内視鏡センターで使用する透視装置などを見込んでいる。

* 令和6年度から令和8年度までの3年間の債務負担行為期間を設定した理由について

現在、川崎病院の医療機能再編整備を進めており、救命救急センター新築工事のうち、建築、電気及び設備の各工事は、令和5年11月から令和6年3月にかけて順次、契約を締結し施工業者を決定した。一方で、地下の空洞及び湧水への対応のため、少なくとも工期が3か月以上遅延する予定であり、工期の遅延も考慮すると、令和7年度から令和8年度中の設置を見込んでいるため、債務負担行為の期間を令和8年度まで設定している。

* 人件費及び工事費の上昇等による債務負担行為への影響について

今後、機種選定審査委員会等において、必要な機能及び収益性を十分に精査して、仕様の決定及び機器を検討する。選定に当たっては、可能な限り複数の機種を選定し一般競争入札を実施する予定であり、実際の執行額については債務負担行為の上限額より安価になることが想定される。

《意見》

* 人件費及び設置工事費の上昇等を理由に、安易に債務負担行為額を増額することがないようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「請願第16号 川崎市におけるアピアランスケアに関する助成制度の早期検討開始を求める請願」

《請願の要旨》

本市在住者へのウィッグ及び補正具購入費等のアピアランスケアに関する助成制度について、早期の検討開始を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

アピアランスとは外見又は見た目のことと指す言葉で、アピアランスケアとは「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」のことである。

治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中、治療に伴う外見変化に関し、医療現場におけるサポートの重要性が高まっていることから、国第4期がん対策推進基本計画では、がん対策の分野別目標の一つである「がんとの共生」において、「アピアランスケア」を新たに独立した項目として設定し、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築などを推進することとしている。

また、神奈川県がん対策推進計画では、アピアランスに関する医療従事者向けの研修会等の実施及び患者やその家族へのアピアランスケアに関する周知を行うこととしている。

政令市におけるアピアランスケアに関する助成の状況は、令和5年度末時点で20市中13市が導入しており、令和6年度中に新たに3市において導入が予定されている。また、県内自治体における助成の状況について、10自治体で導入していることを各市町村のホームページで確認した。なお、民間団体による支援として、夏目雅子ひまわり基金では、抗がん剤などの薬の副作用、アレルギー及び事故等で脱毛した者を対象に、ウィッグの無償貸与を行っている。

かわさき保健医療プランでは、「がんの予防・早期発見」、「がんの医療」及び「がんとの共生」の3つの分野について取組を掲げ、「がんとの共生」において、がん相談支援センターの広報及び社会保険労務士によるがん患者への就労支援の充実等に取り組むこととしている。

本市のがんに関する相談支援・情報提供体制については、市内5か所の地域がん診療連携拠点病院にがん相談支援センターを設置しており、がんの治療、療養生活及び就労に関する相談など、がんに関わる相談窓口として機能している。地域がん診療連携拠点病院に通院していない者や匿名による相談が可能で、看護師及び医療ソーシャルワーカーが対応しており、アピアランスケアに関する相談を受け付けている。

助成制度の検討における課題として、まず、費用助成の対象者及び対象とする疾

病の範囲について、医療用ウィッグを例とした場合、がん患者に限らず、その他の疾病の患者も助成を必要としていることが想定されるため、制度内容について検討を進める必要がある。

また、アピアランスケアにおいては、ウィッグや補正下着等の様々な品目がある中で、助成対象品の選定及び助成額の検討が必要である。市内のがん相談支援センター及び病院を通じて、がんとその他の疾病の患者に関するアピアランスケアの実態及びニーズ等を把握するとともに、他の政令市等における助成制度の状況と、国及び県の動向を把握し、今後の方向性を検討する。

《主な質疑・答弁等》

* アピアランスケアに関する助成制度の導入に向けた取組状況について

アピアランスケアに関する助成への取組は、他の政令市と比較して非常に遅れていると認識しており、今後、制度の導入に向けて早期に検討を開始する予定である。一方で、本助成は、その趣旨から、居住する自治体にかかわらず全国で統一的に受けられることが望ましいため、国へ制度の創設について要望活動を行う予定である。

* かわさき保健医療プランにおけるアピアランスケアの位置付けについて

具体的にアピアランスケアについての記載はないが、かわさき保健医療プランに掲げる「がんとの共生」に関する取組に含まれている。

* 助成対象品の検討について

他都市では少なくともウィッグを対象品としており、また、多くの市で乳がん患者向けの補正下着等を対象品としていることから、本市において助成制度を導入する際には、ウィッグ及び補正下着等を対象品として検討することが想定される。

* 助成制度の導入に向けた検討スケジュールについて

来年度当初予算案の策定に間に合わせることが理想であるが、拙速な議論や調査を避ける必要があると考えており、少なくとも今年度中には一定の方向性を提示したい。

* 横浜市及び相模原市におけるがん患者へのウィッグ購入費助成金に関する予算等について

横浜市は、令和6年度予算が1,600万円であり、1人当たりの助成金の上限額が1万円であるため、1,600人程の申請を見込んでいると推測される。また、相模原市は、令和6年度予算が720万円であり、1人当たりの助成金の上限額が3万円であるため、240人ほどの申請を見込んでいると推測される。

* 本市における助成対象者数の想定について

横浜市の助成対象者を約1,600人と仮定して、人口比を踏まえて算出すると、本市では約650人と推測する。

* 医療用ウィッグの価格及び購買状況について

川崎駅周辺の販売店に聴取したところ、ウィッグの価格はおおむね4万円から30万円を超えるものまであり、15万円前後のウィッグの購入者が多いとのことであった。

* がん以外の疾病患者等へのウィッグ購入費を助成している政令市について

がん以外の疾病患者等を対象としている政令市はない。

* 県による助成制度導入の検討状況について

過去に検討した経過はあるが、助成制度の導入に至っていないと聞いている。

* がん相談支援センターへ寄せられる相談内容について

病気に関する相談が約6割で、生活に関する相談が約3割を占めている。

《意見》

* 市として、アピアランスケアに関する助成への取組が非常に遅れていることを再認識した上で、制度設計に着実に取り組んでほしい。

* 福祉政策は国が行うべきとする姿勢に固執することなく、本市独自による助成制度の検討に臨んでほしい。

* 組織体制を整え一日も早い助成制度の実現に向けて、検討を開始してほしい。

* 助成制度の新設の際には、国又は県へ補助金等の支給について要望してほしい。

* 助成制度の開始及び最新の情報について、市民へ十分に周知してほしい。

* 汗をかきやすい夏季及び子どもの頭囲の成長等を考慮し、1人当たりの適切な助成回数について検討してほしい。

* 小児がん等の子どもの脱毛を対象とする助成を検討してほしい。

《取り扱い》

・ 本市は他都市と比較して助成制度の導入に関する取組が遅れており、早期に検討を開始すべきと考えるため、本請願は採択すべきである。

・ 全国に誇ることのできる本市独自の助成制度の創設を望むため、本請願は採択すべきである。

・ 助成制度の早期検討とともに、市議会として市民一人一人が自分らしくしっかりと生きることができるよう支援し、取り組んでいくことを表明するため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択